

議案第56号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

1. 琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について

令和2年4月22日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正
について

令和 2 年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年琴浦町条例第18号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例(平成28年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
事業名	種類	手数料の額	事業名	種類	手数料の額
略			略		
琴浦町産後ケア事業	利用料(町民税課税世帯)	1日当たり委託料の <u>2割</u>	琴浦町産後ケア事業	手数料(町民税課税世帯)	1日当たり委託料の <u>3割</u>
	利用料(町民税非課税世帯)	1日当たり委託料の1割		手数料(町民税非課税世帯)	1日当たり委託料の1割
略			略		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。